

○大隅肝属広域事務組合財政状況の公表に関する条例

平成21年4月1日

大隅肝属広域事務組合条例第24号

肝属地区一般廃棄物処理組合財政事情の作成及び公表に関する条例（平成12年肝属地区一般廃棄物処理組合条例第17号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第1項の規定による財政に関する事項（以下「財政状況」という。）の公表に関し必要な事項を定めるものとする。

（公表の時期）

第2条 財政状況の公表は、毎年6月1日及び12月1日に行うものとする。

2 天災その他避けることのできない事故により前項の期日に財政状況を公表することができないときは、管理者は事故の止んだときから1月以内においてその期日を定めてこれを公表しなければならない。

（公表の事項）

第3条 前条第1項の規定による6月1日の公表においては、前年10月1日からその年の3月31日までの期間における次に掲げる事項を、12月1日の公表においては、4月1日から9月30日までの期間における次に掲げる事項をそれぞれ明らかにするものとする。

- (1) 歳入歳出予算の執行状況
- (2) 財産、地方債及び一時借入金の現在高
- (3) その他財政に関する事項

（公表の方法）

第4条 財政状況の公表は、大隅肝属広域事務組合公告式条例（平成21年大隅肝属広域事務組合条例第7号）第2条第2項の定めるところによる。

2 財政状況は、前項の規定によるほか公表の日から6月間事務局において、閲覧することができる。

（委任）

第5条 この条例の施行について必要な事項は、管理者が定める。

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。